

湘北短期大学の公的研究費に係る不正取引に関与した業者に対する処分方針

平成 29 年 10 月
湘北短期大学 学長

湘北短期大学（以下「本学」という。）は、公的研究費取扱規程第 17 条第 2 項に基づき、取引業者の不正行為が発覚した場合の処分方針を、以下のとおり定める。

（適用対象）

この処分方針の適用対象は、公的研究費に係る本学との取引に関係するすべての事業者とする。

（処分方針）

不正な取引に関与した事業者に対する処分方針は、以下のとおりとする。

- (1) 処分の方法は、取引停止をもって行う。
- (2) 次の各号のいずれかに該当した場合を処分の対象とする。
 - (ア) 調査に当たり、虚偽の申告をしたとき
 - (イ) 見積りに際し、不正の行為があったとき
 - (ウ) 契約の履行に際し、品質、数量等につき不正行為があったとき
 - (エ) その他、本学に不利益をおよぼす行為があったとき
- (3) 取引停止の期間については、不正への関与の程度、不正の額等に応じ、その都度、最高管理責任者が決定する。
- (4) 最高管理責任者は、取引停止期間中の事業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。
 - (ア) 特許等特別な技術を必要とする物品購入等契約で、取引停止期間中の事業者以外には取引の相手方がいない場合
 - (イ) 緊急の物品購入等契約で、取引停止の期間中の事業者以外では、物品購入等契約の目的を達成することができない場合
 - (ウ) 取引停止期間中の事業者以外の事業者と取引することが本学にとって著しく不利と認められる場合

（不正防止に向けた取組み）

本学は、不正を防止するために、以下の措置を行う。

- (1) 公的研究費の不正使用防止に関する基本方針及び不正に関与した際の処分内容についてホームページ等により広く周知する。
- (2) 年間の取引実績数が 15 回以上又は 1 回の取引額が 50 万円を超える事業者に対し

ては、不正を行わない旨等を記した本学所定の誓約書の提出を求める。

以上